

立山町への定住を補助します！ (定住促進事業)

R6.4作成

立山町への定住促進及び地域経済の活性化を推進するため、町内で住宅を取得又はリフォームを行う費用の一部を補助します。

■補助対象住宅

- 令和3年4月1日以後の契約に基づき住宅取得等をした住宅（併用住宅の場合は、居住部分）であること。
- リフォームの場合は所有権移転登記完了後1か月以内の契約であること。
- 住宅取得等に要する費用が100万円以上であること。
- 賃貸を目的とするものでないこと。
- 建築基準法等の法令に基づき、適正に建築された住宅であること。
- 居住部分の延べ面積が70平方メートル以上であること。
- 住宅取得にあっては、3親等以内の親族からの購入により所有権を取得したものでないこと。
- 過去に町からの住宅取得等に係る補助金等（本事業による補助等も含む）の交付を受けたことがない住宅であること。

※併用住宅とは・・・

居住部分と事業に使用する部分とが結合している住宅であって、居住部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の2分の1以上あること。

■補助対象者

住宅取得に係る契約を締結した者又はリフォームに係る契約を締結した者で、下記の要件を全て満たす者

※新たに三世帯同居を始めるためのリフォームである場合は、住宅所有権を持つ者の子又は孫も補助対象者となることができます。

- 世帯全員が、立山町内に住民登録をしていること。
- 世帯全員が、町税等を滞納していないこと。
- 世帯員に暴力団員がいないこと。
- 立山町新婚世帯新生活支援事業補助金の交付を受けていないこと。
- 過去に町からの住宅取得等に係る補助金等（本事業による補助等も含む）の交付を受けたことがないこと。

■補助対象経費

住宅取得等に要する経費のうち、居住部分に係るもののみとします。ただし、下記の経費は、**補助対象経費に含みません。**

- 車庫、カーポート、物置等の設置工事
- 門、塀その他の外構工事
- 敷地造成
- 移動や取外しが可能な家具の購入又は設置並びに家電製品の購入
- 電話、インターネット等の配線工事
- 公共事業の施工に伴う補償費の対象となる工事
- 補助等を受けようとする世帯の者が自ら施工する工事
- リフォームを伴わない解体工事
- その他町長が補助の対象として適当でないと認める工事

△申請期間：補助対象経費の支払いが完了した日の翌日から起算して1年以内

手続きの流れ

新築・購入・リフォーム

申請書類の提出

【提出書類】

- ①申請書（様式第1号）
- ②住宅の写真
（※リフォームの場合は、施工箇所の**工事着工前**及び**工事完了後**の写真）
- ③工事請負契約書又は売買契約書の写し
- ④領収書の写し
- ⑤建物の登記事項証明書（原本）
- ⑥配置図及び各階平面図
- ⑦住宅の位置図
- ⑧世帯全員の住民票（本籍・続柄の記載があるもの）（原本）
（※申請書提出日から起算して1か月以内に発行されたもの）
- ⑨**加算要件に当てはまる場合、裏面の表に記載の提出書類**
- ⑩その他町長が必要と認める書類

申請書類の審査

補助等決定・補助内容確定通知

請求

支払い

■お問合せ

〒930-0292

富山県中新川郡立山町前沢2440番地
立山町役場 企画政策課 まちづくり係
電話：076-462-9980（直通）

■補助金等の内容

行政ポイント（たてポカードのポイント）10万ポイント（固定）＋
加算額の合計 又は 補助対象経費から20万円を差し引いた額の2分の1 のいずれか**低い額**

	要件	加算額	提出書類
県外から転入 [新築、購入、リフォーム]	いずれにも該当すること。 ①富山県内に 住民票を異動する直前に、世帯員全員が連続して5年以上 、県外に在住していたこと。 ※5歳以下は除く。 ②住宅取得等に係る契約を締結した日において、 転入前又は転入日から3年以内 であること。 ※県外から県内の他市町村に転入し、3年以内の場合を含む。	20万円	戸籍の附票（原本）※
空き家情報バンクに登録された物件 [購入、リフォーム]	いずれにも該当すること。 ①立山町空き家情報バンクに登録された空き家を購入後に入居又は購入後にリフォームすること。 ※空き地は対象外。 ②立山町空き家情報バンクに 利用登録を受けた者 が住宅取得等を行うこと。	10万円	—
町内業者が施工 [新築、購入、リフォーム]	町内に本店又は事業所を有する法人又は個人による施工であること。	10万円	—
新たに三世代同居する [新築、購入、リフォーム]	いずれにも該当すること。 ①三世代以上で 同居又は近居 をするために、新たに住宅取得等を行うこと。 ②補助等の決定日から3年以上三世代同居が継続すること。 ※リフォームに係る契約については、住宅所有権を持つ者の子又は孫も補助対象者となることができます。 ※補助等の決定日から3年以内に三世代同居でなくなった場合は届出が必要です。	同居の場合 30万円 近居の場合 20万円	・三世代同居全員の住民票（本籍地付）（原本）※ ・戸籍全部事項証明書（原本）※ ・妊婦の場合、母子健康手帳の写し
町内就労 [新築、購入、リフォーム]	補助金等の補助申請日において、世帯員のいずれか1名以上が町内の事業所で勤務又は町内で起業していること。	10万円	・就労証明書 ※ ・開業届出済証明 ※
39歳以下 [新築、購入、リフォーム]	補助金等の補助申請日において、申請者又は配偶者が39歳以下であること。	5万円	—
世帯員に子どもを含む [新築、購入、リフォーム]	補助金等の補助申請日において、世帯員に中学生以下の子ども（胎児を含む）を含むこと。	5万円	妊婦の場合、母子健康手帳の写し
町出身者 [新築、購入、リフォーム]	申請者または配偶者が義務教育終了時点で通算5年間以上立山町に住民票を有していたこと。	10万円	戸籍の附票（原本）※
上段地区、東谷地区、立山地区及び釜ヶ淵地区 [新築、購入、リフォーム]	上段地区、東谷地区、立山地区及び釜ヶ淵地区で住宅取得等すること。	10万円	—

※ 申請書提出日から起算して1か月以内に発行されたもの

三世代同居とは・・・

① 親と同居又は近居する**中学生以下の子ども**のいる世帯



② 祖父母及び親と同居又は近居する**申請者または配偶者が39歳以下**の世帯



近居とは・・・

対象の世帯が同一又は隣接する敷地内にある別棟の住宅で居住すること。



◆上段地区

日中、柴山、野沢、日中上野、福田、上中、下白岩、石坂、末上野、小林、上宮、瀬戸新、中林、上末、池田、上瀬戸、下瀬戸、新瀬戸、長屋、下沢、芦見

◆東谷地区

四谷尾、谷口、虫谷、白岩、六郎谷、目桑、谷、伊勢屋、長倉、小又、松倉、座主坊

◆立山地区

宮路、岩峠寺、岩峠野、下田、伊豆林、吉峰野開、栃津、東中野新、横江野開、横江、千垣、芦峠寺

◆釜ヶ淵地区

野村、末三賀、道源寺、中山、鑄物師沢、米道、寺坪、谷口、末谷口

■行政ポイント（たてポカード）について

※たてポカードの入会申込みが必要です。
（既にたてポカードをお持ちの方は不要です。）
※加盟店で1ポイント1円として使うことができます。

加盟店はこちら

